

プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

白井市庁舎整備基本計画・基本設計プロポーザル

1. 趣旨

本要領は、白井市庁舎整備基本計画・基本設計業務委託プロポーザル実施要領に定めることのほか、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）及びヒアリングの実施に必要な事項について定めるものとする。

2. 対象者

白井市庁舎整備基本計画・基本設計プロポーザルにおけるプレゼン及びヒアリングは、審査委員会による一次審査により選定された者で、その後技術提案書が提出された者を対象に実施する。

3. プレゼン及びヒアリング

プレゼン及びヒアリングは次により実施する。

(1) 実施場所及び実施日時の詳細については、一次審査の結果と合わせ二次審査参加者に通知する。なお、プレゼン及びヒアリングの順番は、技術提案書の受付が遅かった者から順に実施する。

(2) 出席者

管理技術者となる者は必ず出席するものとし、計7名以内とする。

(3) 実施方法

- ① プレゼン及びヒアリングは、先にプレゼンを受けた後、審査員がヒアリングを行う。
- ② プレゼン及びヒアリングは非公開で行う。
- ③ プレゼン及びヒアリングは、「A社」、「B社」等、事業者名を伏せて行う。
- ④ 1者につきプレゼン30分以内、ヒアリング30分以内を予定する。
- ⑤ 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。

(4) 留意事項

- ① プレゼンの内容は、自己紹介及び提出した技術提案書の内容のみとすること。
なお、前段の自己紹介は出席者の紹介に止め、会社の紹介は行わないこと。
- ② 説明にあたっては、パソコン及びプロジェクター（パワーポイント等）の使用を認める。
ただし、動画を使用するのプレゼンは一切認めない。
- ③ 機材について、パソコンは参加者が持参すること。

プロジェクターは事務局で用意する（機種CASIO・XJ-S68）が、万一の不具合に備え、参加者も1台は持参すること。

スクリーンは、事務局で用意する。（サイズ80インチ）

- ④ 当日、審査員への追加資料の配布は一切認めない。
- ⑤ プレゼンにおいて、あらかじめ提出した技術提案書の内容と噛み合わない提案をした場合や、模型・パース等を使用した場合には、失格とすることがある。
- ⑥ ヒアリングでは、設計事務所の主要業務実績等についても確認する場合があるので、一次審査提出書類の控えを持参すること。
- ⑦ 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- ⑧ プレゼン及びヒアリングの開始時間に遅刻した場合は失格とする。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等により真にやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- ⑨ プレゼンは進行役の指示に従い行うものとする。
- ⑩ プレゼンの時間計測は進行役にて行い、プレゼンの終了5分前には進行役からその旨告知する。